

（１）個別の教育支援計画とは ～なぜ、作成・活用するのか～

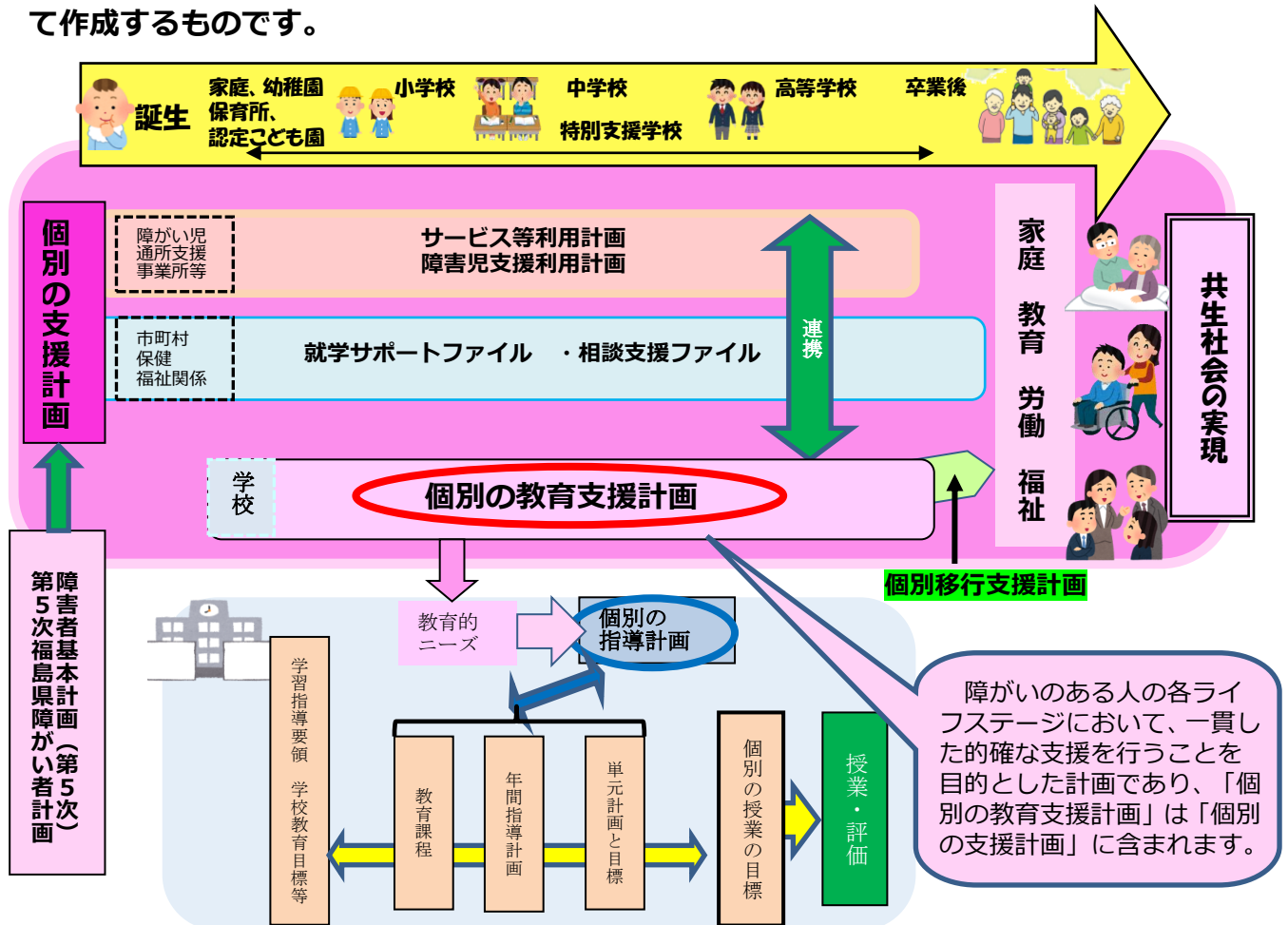
（a）「個別の教育支援計画」とは

平成29年6月に示された小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編では、次のように述べています。

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童（生徒）の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童（生徒）の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

*（生徒）は中学校学習指導要領の際の表記

個別の教育支援計画は、障がいのある子ども一人一人のニーズを的確に把握し、長期的な視点で幼児から学校卒業後までの一貫した支援を行うために学校等が中心となって作成するものです。



図が示すように、障がいのある幼児児童生徒の生涯にわたる継続的な支援体制を整えるために、障害者基本計画から始まっている計画の一部です。



(b) 「個別の教育支援計画」を作成する対象は？

平成29年6月に示された小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編によれば、次のように整理できます。

- ① 特別支援学級に在籍する児童（生徒）や通級による指導を受ける児童（生徒）については、これまでの実績等も踏まえ、全員について作成すること
- ② 通常の学級において、通級による指導を受けていない障害のある児童（生徒）などの指導に当たっては、二つの計画^{*1}の作成、活用に努めること

*（生徒）は中学校学習指導要領の際の表記

発達障害者支援法^{*2}においても、発達障がいのある児童生徒について、切れ目のない支援のために、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を推進しています。



(c) 作成時のポイントは？

平成29年6月に示された小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編では、次のように述べています。

障害のある児童（生徒）などは、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられる。

【具体的には】

- ① 障害のある児童（生徒）などが生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために
- ② 本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえ、
- ③ 在籍校のみならず、例えば、家庭、医療機関における療育事業及び福祉機関における児童発達支援事業において、実際にどのような支援が必要であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にすることとなる。

* 丸数字は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

*（生徒）は中学校学習指導要領の際の表記

障がいのある児童生徒などは、何かしらの学習上又は生活上の困難さにより、力を発揮できなかったり、学校生活に不安があったりすることがあります。

「担任によって 突然 変わってしまう支援」では、子ども・保護者が困ります。

「どんな支援があったか分からない状態」で引き継ぐと、教師が困ります。

だからこそ、「切れ目のない支援」を続けていく、「生涯にわたる継続的な支援体制」が必要になってきます。その時のツールとして「個別の教育支援計画」があります。



* 1：個別の教育支援計画と個別の指導計画のこと

* 2：第1章1 ☆⑥『発達障害者支援法から考える“切れ目のない支援”』で要点をまとめていますので、詳しくはそちらをご覧ください。